令和5年度5月 日置市農業委員会総会議事録

令和5年5月26日、日置市農業委員会会長馬塲惠三郎は、令和5年度5月総会を日置市東市来支所 4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第7号	農業振興地域整備計画変更審議について	(4件)
議案第8号	農地法第3条許可申請書審議について	(1	4件)
議案第9号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第10号	農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第11号	非農地証明願出書審議について	(4件)
議案第12号	農用地利用集積計画審議について	(4	5件)
議案第13号	令和4年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の	(1件)
	実施状況の公表と令和5年度最適化活動の目標設定等審議について		

〈 出席委員 〉 (19人)

1番	馬塲 惠三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番	池畑 正治
4番	日髙 格一	5番 迫 千穂子	6番	重水 賢治
7番	馬場 五男	8番 山口 義廣	9番	野元 政博
10番	楠 眞憲	11番 東 芳男	12番	横山 義晴
13番	地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番	今屋 政市
16番	黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番	末永 義弘
19番	春成 勝美			

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番	佐藤	洋三	21番	東峯	満	22番	松崎	秀樹	23番	下池 健悟
24番	本村	敏英	25番	松崎	弘安	26番	瀧聞	隆男	27番	中玉利 一朗
			29番	檜物	茂広	30番	西園	賢一郎	31番	鶴田 浩志
32番	田中	宏和				34番	永野	彰一		

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

28番 鳩野 哲盛 33番 藤﨑 善行

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富	良一	次長兼農業振興係長	松尾	諭録
農地調整係長	小園	和仁	農業振興係	野崎	富子

農地調整係 石塚 健一

会長 ただいまから、令和5年度5月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数 を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきますけれども、審議に入ります前に、 本日の議事日程に追加の議案がありますので報告いたします。

「日程第7」の次に、「日程第8、議案第13号」、「令和4年度日置市農業委員会の農地利用の 最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和5年度最適化活動の目標設定等審議」を追加 いたしますのでよろしくお願いしたします。

会長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「末永 義弘」委員と19番「春成 勝美」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第7号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。4件です。

本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。

番号1の種別は除外です。

番号2の種別は用途変更です。

番号3及び番号4の種別は除外です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第7号の番号1について報告いたします。

令和5年5月22日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると 認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、 変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第7号の番号2について報告いたします。

令和5年5月23日、私と副の山口委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると 判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第7号の番号3について報告いたします。

令和5年5月22日、私と吹上地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると 認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、 変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第7号の番号4について報告いたします。

令和5年5月23日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、 変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第7号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当で あることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第7号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定 しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第8号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の6頁をご覧ください。全部で14件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,195㎡、作物は野菜です。 番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,241㎡、作物は甘藷です。 番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,386㎡、作物は野菜です。 番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,167㎡、作物はいちごです。 番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,503㎡、作物はいちごです。 番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,503㎡、作物はいちごです。 番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,911㎡、作物は野菜です。 番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,829㎡、作物は牧草です。 番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,683㎡、作物は牧草です。 番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,757㎡、作物は野菜です。 番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は145,185㎡、作物は野菜です。 番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は791㎡、作物は野菜です。 番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,112㎡、作物は果樹・苗木です。 番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は85.11㎡、作物は果樹です。 番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は85.11㎡、作物は果樹です。 番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,008㎡、作物は野菜です。 以上、計14件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長
現地調査委員の報告をお願いします。

3番 議案第8号の番号1について報告いたします。

令和5年5月23日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。 周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第8号の番号2について報告いたします。

令和5年5月23日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第8号の番号3について報告いたします。

令和5年5月20日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第8号の番号4について報告いたします。

令和5年5月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。 6番 議案第8号の番号5について報告いたします。

令和5年5月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第8号の番号6について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第8号の番号7について報告いたします。

令和5年5月25日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第8号の番号8について報告いたします。

令和5年5月25日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第8号の番号9について報告いたします。

令和5年5月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第8号の番号10について報告いたします。

令和5年5月23日、私と副の春成委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第8号の番号11について報告いたします。

令和5年5月24日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第8号の番号12について報告いたします。

令和5年5月23日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第8号の番号13について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第8号の番号14について報告いたします。

令和5年5月20日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第8号のすべての案件について、許可相当との報告をいただ きました。

何かご質疑等は、ございませんか。

3番 番号10の譲受人は農業を辞めるとの事ではなかったですか。

- 10番 本人の意向は、数年後には本人の経営する会社の現状がコロナ前に戻ると考えていらっしゃるようで、今回の申請も、それに向けての申請だと考えております。
- 3番 数か月前、本人は農業を辞めるとのことで、農業委員や農業者に集まってもらい、当時、本人が借りている圃場を誰か作ってもらえないか話し合いをしたが、また、そういうことになるのでは思い質問したところです。辞めると言われたですよね。
- 10番 聞いております。聞いておりますが、今回の申請については、要件を満たしているので許可を出さないという事はできないですし、個別の事情はあると思いますが、許可できないという理由はございませんでした。
- 3番 そうですね。ちょっと疑問に思ったものですから。以上です。
- 会長 今の件については、吹上地域の農業委員さん方で、本人さんに機会があった時に、さりげなく今後 についての状況把握をしてください。ただ、許可については、不許可の条件を満たさなければ、許可 しなければならいとなっておりますので、今回については、許可することでよろしいですか。
- 15番 今の件に関して、事務局の見解を教えてください。
- 事務局 資料の18頁をご覧ください。今回の申請地の地図ですが、申請地の両サイドが申請人となっているので、今後も一体的に利用されると判断したので、申請を受付けたものでございます。また、今後 離農される際も、次の方に一体的に利用できるのではと思います。
- 15番 許可の条件を満たしていれば、許可をするとの判断でよろしいですか。

事務局 はい。

会長 他に質問はございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第8号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手 をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第8号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第9号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、日程第5、議案第10号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4が関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。1件です。

番号1は、25頁の議案第10号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連がありますので、 合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年12月27日付指令日農委第5号88で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

前回の申請では6\$2606 ㎡での申請でしたが、今回、相続が済んだ分を2\$追加し、8\$3360 ㎡にて、ウィスキー原酒保管庫を整備するため事業計画変更するものであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各 号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第9号の番号1と議案第10号の番号4については、一括して報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。 資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。

議案第9号番号1と関連する議案第10号の番号4の案件について、承認及び許可相当との報告を いただきました。

質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第9号番号1と関連する議案第10号の番号4の案件について、承 認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第9号番号1と関連する議案第10号の番号4の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第10号「農地法第5条許可申請書審議」番号4以外の案件を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 25頁をご覧ください。番号4を除く6件について説明たします。

番号1及び番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

この2件については、隣接しており、一体利用して一般住宅を建築するものです。

番号3の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、現場事務所、倉庫、資材置場、車両置場、仮設トイレ、権利種別は使用貸借 権設定です。申請地近くの畑かん工事に伴う一時転用です。

番号6の転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は所有権移転です。

通路部分については、先ほど3条の申請の番号13で審議がありましたが、その進入路とするものです。

番号7の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、番号4を除く6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると 考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第10号の番号1と番号2については、隣接しており、一体利用するため一括して報告いたします。

令和5年5月19日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約135mに位置する農地であり、その規模が約1.4haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第10号の番号3について報告いたします。

令和5年5月20日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.1 h a と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第10号の番号5について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、工事用の現場事務所その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、第1種農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第10号の番号6について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域 内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第10号の番号7について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長はい、ありがとうございました。

議案第10号の番号4以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第10号の番号4以外の案件について、許可することに賛成の方は、

挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第10号の番号4以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時15分(10分間)とします。

〈休憩:10時05分~10時15分〉

会長休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第6、議案第11号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の33頁をご覧ください。4件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は、法面です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

番号4は、20年以上経過した道路です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第11号の番号1について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第11号の番号2について報告いたします。

令和5年5月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第11号の番号3について報告いたします。

令和5年5月20日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相

当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第11号の番号4について報告いたします。

令和5年5月22日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。 当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第11号のすべて案件について、非農地として証明すること が相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第11号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成 の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第11号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第12号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退席]

会長事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号3です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は $689 \,\mathrm{m}^2$ 、計 $689 \,\mathrm{m}^2$ 、うち再設定面積は $689 \,\mathrm{m}^2$ 、利用権設定件数は14、うち再設定件数は14です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号3の案件について、 計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 〔着 席〕

会長
次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 〔退 席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 39頁の番号9です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は946㎡、計946㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は 1件、うち再設定件数は無しです。 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の山口委員が関係する利用権設定の番号9の案件について、 計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の山口委員が関係する利用権設定の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 〔着 席〕

会長
次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 40項の番号11から番号15です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。 面積について、田は3,918㎡、畑は無し、計3,918㎡、うち再設定面積は1,858㎡、 利用権設定件数は5件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の横山委員が関係する利用権設定の番号11から番号15までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の横山委員が関係する利用権設定の番号11から番号15までの案件 は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 〔着 席〕

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号21です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は978㎡、計978㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は 1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着 席〕

会長
次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号25です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は842m、計842m、うち再設定面積は842m、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の永野委員が関係する利用権設定の番号25の案件について、 計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の永野委員が関係する利用権設定の番号25の案件は、計画案どおり 決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

3 4番 〔着 席〕

会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

32番 〔退席〕

会長事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の番号27です。貸借です。

面積について、田は266㎡、畑は無し、計266㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は 1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第12号の田中委員が関係する利用権設定の番号27の案件について、 計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の田中委員が関係する利用権設定の番号27の案件は、計画案どおり 決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。 田中委員に着席の連絡をしてください。

32番 〔着 席〕

会長 議案第12号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の38項から43頁です。貸借です。

面積について、田は4,358㎡、畑は17,949㎡、計22,307㎡、うち再設定面積は5,566㎡、利用権設定件数は17件、うち再設定件数は5件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の44頁から47項です。貸借です。

面積について、田は8,776㎡、畑は10,926㎡、計19,702㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は18件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長何かご質疑等は、ございませんか。

5番 1番の申請人は90歳だが、後継者がいらっしゃるのかお尋ねしたい。

事務局 息子さんがおり、息子さん主導で経営をされていますが、今回は諸事情で申請人での申請となって おります。

5番 わかりました。

会長 他にございませんか。

14番 農地中間管理機構分の賃借料は誰が決めるのか教えてください。

事務局 貸人・借人の両者で話し合って決めます。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第12号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、追加議案の日程第8、議案第13号「令和4年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の審議」を議題といたします。

事務局 それでは、別紙の議案書追加分の1頁をお開きください。

議案第13号「令和4年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の審議」についてであります。

これにつきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、毎年次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっております。

主な点のみ簡潔に説明させていただきます。

初めに、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表です。 1頁の「2. 農家農地の概要」になります。

中段右側の認定農業者数の表になりますが、認定農業者は153人(昨年 $\triangle1人$)。認定新規就農者は、22人(5人増)となっております。

次に2頁の最適化活動の実施状況になります。

③の令和4年度の実績についてですが、集積実績は1359.3haとなっています。

次に、下段の(2)「遊休農地の発生防止・解消」になります。

遊休農地については、遊休農地面積が244.3haとなり、昨年より遊休農地面積30ha増加です。

次に3頁の(3)「新規参入の促進」になります。

新規参入者5経営体で、面積が3.6haになりました。

次に6頁になります。

農地法3条に基づく許可事務が年間122件、前年度比較5件減、農地転用に関する事務が107件となっております。

次に、7頁の「令和5年度の最適化活動の目標の設定等」についてです。

令和5年4月1日現在の農業委員数、総農業者数、耕地の面積等について掲載しています。

次に8頁の「最適化活動の成果目標」でございます。

②の目標で令和12年度での集積率を83.2%で設定しておりますが、指針の集積目標に基づき、 今年度の新規集積目標を69.7 h a といたしております。

次に9頁の、2「最適化活動の活動目標」でございます。

活動日数目標の達成が10日を基準に判断されることから、月10日以上の活動日数を目標といたしました。

次に(2)「活動強化月間の設定目標」でございます。

取組時期と取組項目につきまして、11月に「農地の集積」としまして「貸したい」「借りたい」 総点検の実施、10月に「遊休農地の解消」としまして、農地の利用意向調査による遊休農地の解消、 12月に「農地の集積」としまして、人・農地プランの話し合い活動への参加の3項目を強化月間の 設定目標といたしました。

次に(3)「新規参入相談会の参加目標」でございます。

例年開催されております「かごしま就農・就業相談会」に、3名以上参加していただき、新規就農 につながる取組として目標を設定いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

会長はい、ただいまの事について、何かご質疑等は、ございませんか。

- 21番 8頁の「1最適化活動の成果目標」の「①現状及び課題」の「課題、2、中山間地域に点在する小規模な面積の農地については、耕作条件(排水、日照時間)が悪く、大型の農業機械が使用できず、また地域に担い手農家が少ないため利用集積が困難である。」とありますが、自分のところでもあるのですが、周りの畑にも木が生い茂り、耕作が困難になってきて、自分も重機を頼んだのですが、その金額がとんでもなく高額であった。このようなケースもあり、今後、農業委員会として農地を守るためにどうしていくのか、教えていただきたい。
- 11番 私も農業委員になって、いろいろな地域も見てきて、10年もすれば荒廃農地になっていく中山間地はここだなと思うところがいくつもありました。一番大事なのは上の官僚の方々が現状を知らない。県の方々も知らないのでは。一番知っているのは我々だから、県の職員を現場に連れて行って、今後どのように考えているのか、どのような構想を持っているのか、国から言われたことをそのまま下に話をする。いつもパターンは一緒である。日置市中山間地を今後10年守れと言われても、守れないと思います。実になる政策をしてもらわないと何にもならない。無駄遣い。そこをやはり日置市から農業会議と組んでしっかりと発信をしてもらいたいです。自分も耕作放棄地の解消をしていますが、半分以上が自腹です。そういう実情も知っていただきたい。県の職員も動くのを嫌っているようである。
- 21番 今後残す農地、残さない農地を市・県が協議したうえで、先に進んでいかないと、農家も減っていく、でも中山間地の迫田も作っていかないといけない、苦労するのは全部農家であり、もうかっている農家は良いが、そうでない農家は大変だと思います。
- 事務局長 地域計画の策定というものがあります。今後10年を見据えて地域計画を策定していくものです。 今後、農林水産課や地元と話し合い活動をとおして、残していかないといけない農地と保全するよう

な農地とをすみ分けをしていかなければなりませんので、地域計画の話し合いの中ですみ分けていた だけたらと思います。

- 21番 水利関係で、非農家が増えて、昔は水路の草払い泥上げの人数が多かったが、今は限られた人数で やっています。そういう現場を見て検討していった方がいいと思います。
- 会長 その地域計画の中で、ぜひ農業委員を入れての話し合い活動の要望をしながら、現場を知っている のは農業委員、推進委員であり、農業委員、推進委員の意見も取り入れて地域計画をまとめていただ きたいと思います
- 21番 行政だけでなく、農業委員等も交えて話し合い活動をしていくのは良いことだと思います。
- 会長他にはございませんか。
- 30番 地域計画も大事であるが、現在その農地が、中山間直接支払制度の区域か、または水土里サークル 活動の区域であれば、その事業で山林の伐採を計画に入れてもらうよう要望して伐採してもらう方が 今できることとしては、その方が早いのではと思います。
- 会長 Y委員のところで木を伐採しないのですか。また、水土里や中山間の事業の実績はあるのか。
- 8番 伐採します。先日伐採したところは水土里サークルでした。
- 会長 水土里や中山間の事業で、伐採業務を行っているところもあるという事で、皆さんも参考にしてい ただきたいと思います。
- 会長 他に質疑はございませんか。
- 議場 〔質問・意見等なし〕
- 会長 質疑等ございませんので、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手 をお願いします。
- 議場〔賛成多数〕

18番

- 会長 賛成多数です。議案第13号については、原案のとおり決定しました。
- 会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。 閉会のあいさつを会長代理にお願いします。
- 2番 令和5年度5月総会を閉会します。

(閉会 10時55分)

 この議	事録が夏	真正なものと認め、	ここに署名する) ₀	 	
会	長					

19番 ______